



国海安第247号
平成30年1月5日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
石原 典雄



船舶消防設備規則の一部改正について（通知）

船舶消防設備規則の一部改正が平成29年12月28日に公布されましたので、ご了解頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



船舶消防設備規則の一部改正について

1. 改正の背景

国際海事機関（IMO）第 97 回海上安全委員会（MSC）（平成 28 年 11 月開催）において、船舶の油だきボイラ室等に備え置きが義務付けられている泡消火器の備付けを免除するための海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）附属書の改正（平成 32 年 1 月 1 日発効）が採択された。

本改正については、本年 6 月に開催された第 98 回海上安全委員会の合意に基づき、できる限り早期に国内法において措置されるよう SOLAS 条約締約国に要請する回章が出されているところである。

そのため、当該条約附属書の改正の発効に先立ち、今般、船舶消防設備規則の改正を行う。

2. 改正の概要

船舶の油だきボイラ室等のボイラが機関室局所消火装置によって保護されている場合は、容量 135 リットル以上の泡消火器等の備付けを免除する等の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：12 月 28 日

施 行：公布の日と同日